

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(**新設** ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他)

No	9	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約における手続の電子化及び簡素化		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 勤労者財産形成促進制度 勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。 ・ 特例措置の内容 勤労者、企業及び金融機関の事務の簡素化や利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。 ① 各種申請書・届出書の提出、保存を電磁的記録によっても行えるようにする。 （※）紙媒体、電子媒体のいずれでも提出・保存できるようにする。 ② 「勤務先異動申告書」（租特令第2条の19及び第2条の31）の提出について、勤労者が個別に提出することに代えて勤務先の長が一括して提出できるようにする。 （※）個別提出と一括提出をどちらか選択できるようにする。		
関係条文	地方税法 第23条第1項第14号イ 租税特別措置法 第4条の2及び第4条の3 租税特別措置法施行令 第2条の10、第2条の12、第2条の14、第2条の17から第2条の23まで、第2条の25、第2条の28及び第2条の31から第2条の32まで 租税特別措置法施行規則 第3条の6、第3条の10、第3条の13及び第3条の15 勤労者財産形成促進法 第6条		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約について利子等の非課税措置を適用するに当たり必要となる事務手続を簡素化することで、財形制度の利用を促進し、もって勤労者の生活の安定を図る。 （２）施策の必要性 ① 財形貯蓄制度を導入する企業及び金融機関の利便性を更に高めるため、申請書類の提出・保存を電磁的記録によることを可能とする必要がある。 ② 勤務先異動申告書の提出について、近年、企業の分割、営業譲渡及び子会社への出向など様々な異動形態があり、これらの異動において、一度に数百人規模の異動があることから、一括提出を可能とすることにより、事務の繁雑さが相当程度軽減される。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ：非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標３：働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること ３－２：豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	政策の達成目標	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	－
	同上の期間中の達成目標	－
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	－
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	上記の措置を講ずることによって勤労者財産形成年金貯蓄及び勤労者財産形成住宅貯蓄の手續に係る利便性が向上し、制度の利用促進を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	勤労者財産形成年金貯蓄、勤労者財産形成住宅貯蓄について、併せて元本 550 万円まで（勤労者財産形成年金貯蓄のうち生命保険又は損害保険の保険料、生命共済の共済掛金等に係るものにあつては総額 385 万円まで）から生ずる利子等が非課税とされている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	－
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の妥当性	勤労者財産形成年金貯蓄及び勤労者財産形成住宅貯蓄における非課税措置の手續に係る要望であり、税制による措置を行うことが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—